

「犯罪被害者等早期援助団体」です

電話相談



(095)-820-4977

月曜日～金曜日
毎月第2土曜日
午前10時～午後4時
(休業日・年末年始を除く)

当センターは、平成20年12月10日、長崎県公安委員会から被害者支援を適切かつ確実に行うことができる、常利を目的とした法人として、「犯罪被害者等早期援助団体」に指定された公的認証を得ています。

被害にあわれた直後の被害者や遺族の方々の多くは、事件・事故のショックにより混乱状態に陥り、その後の日常生活にも支障が出ることがあります。また、被害状況等を繰り返し説明することは、精神的にも負担となります。

センターの求めに応じ警察が支援を必要と判断した場合には、被害者や遺族の方々の同意を得て、援助に必要な情報を提供を受けることになります。

この連絡を受けた当センターでは、必要な支援活動を行うため、被害者や遺族の方々に連絡をとらせていただき、被害を受けたときから再び平穏な生活を始めたことなどが多くの場合に、必要な支援を開始します。

なお、当センターの役職員には、守秘義務がありますので、ご安心ください。

(犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律)
<http://www.nagasaki-vs.jp/keita/>



ある日突然の出来事が、今までの生活を、かえてしまった…
被害を受けたその上に、ひとりで悩みや苦しみに耐えることはとてもつらいことです



犯罪被害者支援センターは、犯罪被害にあわれた方や、そのご家族・ご遺族を支援します。

長崎県公安委員会指定
犯罪被害者等早期援助団体
特定非営利活動法人(NPO)
長崎被害者支援センター



事件・事故の被害でお悩みの方へ：

「犯罪被害者支援センターは、心細い初めのことを経験するには不安なものです。長崎被害者支援センターでは、電話相談、面接相談の他に「直接的支援」としてご自宅への訪問支援、情報の提供、病院・警察署・検察庁・裁判所等への付き添いを行っています。(付き添い支援の際、支援員の交通費等は当センターで負担します)

被害にあわれた方へ

暴行・傷害・交通事故・殺人・DV・ストーカー等、被害にあって初期のうちは一種のショック状態が続くことが多く、からだや心に変調をきたし日常生活にも支障ができることがあります。

被害そのものがどうしても信じられず、悲しごすことさえもできずに過ごす人もいます。しかし、これは決して異常なことではありません。突然大きな衝撃を受けた後では、ごくあたりまえなことがあります。

裁判や法律問題、行政機關などへ一人で対応するのは不安なもので、被害を受けた方やそのご家族の方々は、いろいろな問題や悩みを抱え、一人で悩んでいるのが現状です。

「誰かに相談したい!」「誰かに話を聞いてほしい」と思うようなときは、どのよくなごとも、長崎被害者支援センターにご相談ください。

何をどうしたら良いのか、わからない。

誰かに話を聞いてもらいたい。
法律や裁判などについて、相談したい。(事件の真相や裁判の様子を知りたい。裁判官に自分の心情を訴えたい。)
事件後の精神的ショックや身体の不調について相談したい。

経済的被害の回復について相談したい。

長崎被害者支援センターが行う支援

だれでも初めてのところへ一人で行くのは心細いし、初めてのことを経験するには不安なものです。長崎被害者支援センターでは、電話相談、面接相談の他に「直接的支援」としてご自宅への訪問支援、情報の提供、病院・警察署・検察庁・裁判所等への付き添いを行っています。(付き添い支援の際、支援員の交通費等は当センターで負担します)

情報の提供

警察や検察庁の被害者支援、被害内容に応じた関係機関等の説明を行います。



面接相談

法律相談や心理相談には、弁護士・臨床心理士等の専門家が対応します。



電話相談

専門的な訓練を積んだ支援員による相談を行います。

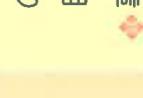
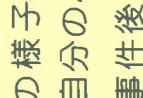
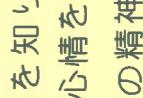
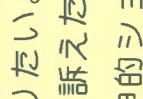
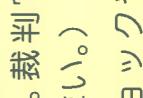
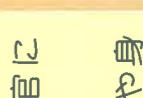
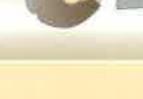


直接(付き添い)支援

病院での治療や検査、警察署・検察庁で事情聴取等を受けるとき、また裁判の傍聴や証人出廷するときに付き添います。また、証人供述の際、裁判所が認めた場合は被害者の傍に付き添います。

犯罪被害者等給付金

犯罪被害者等給付金の申請補助をします。



裁判

検察官への送致
起訴されない場合

犯人の発生、
警察での捜査

刑事手続きの流れ